

管理者の職務代理者の順序等を定める規則

〔平成 20 年 3 月 31 日〕
規則 第 2 号

改正 平成 25 年 2 月 21 日規則第 1 号

(職務代理者)

第1条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 152 条第 1 項の規定に基づき管理者の職務を代理する者の順序は、直近の国勢調査による人口数の多い市町の長である副管理者の順と定める。

第2条 法第 152 条第 2 項の規定に基づき管理者の職務を代理する上席の職員を事務局長の職にあるものと定める。

2 法第 152 条第 3 項の規定に基づき管理者の職務を代理する上席の職員を総務課長の職にあるものと定める。

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 2 月 21 日規則第 1 号）抄
（施行期日）

1 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。